

## オープンカウンター方式による見積合わせの実施について

令和6年2月7日

分任支出負担行為担当官  
帯広防衛支局長 根本 貴由

- 1 調達番号  
帯防第6-1号
- 2 見積合わせ実施日  
令和6年2月22日(木)
- 3 見積合わせに関する事項
  - (1) 件名：令和6年度帯広地方合同庁舎電力需給契約
  - (2) 業務の内容：仕様書のとおり
  - (3) 需要場所：北海道帯広市西6条南7丁目3番地 帯広地方合同庁舎
  - (4) 供給期間：令和6年4月1日0:00から令和7年3月31日24:00まで
  - (5) 本案件は、資料提出及び入札等を電子調達システム（政府電子調達（GEP S）（以下「電子調達システム」という。））で行う案件である。ただし、電子調達システムにより難しいものは、発注者に紙入札方式変更届（別紙様式第1）を下記7に提出した場合、紙入札方式に代えることができる。
- 4 参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において「A」、「B」又は「C」の等級の格付けを有すること。
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
  - (4) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める入札参加資格として、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率100%とすること。また、このことについて、別紙第2の「特定電源割当計画書」（別紙第2の様式を基準とするが、任意の様式も可。）及びその他の根拠書類をもって示すこと。
  - (5) その他については「帯広防衛支局オープンカウンター参加資格」を参照すること。
- 5 競争参加資格確認書類の提出期限
  - (1) 上記4(2)～(4)を確認する書類の写しを電子調達システムにより提出する。ただし、紙見積方式による場合は、下記7に持参又は郵送郵送等又は電子メールにより提出する。
  - (2) 提出期限は令和6年2月22日(木)正午まで。持参の場合は、上記期間（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。郵送等メールによる提出の場合は、提出期限までに必着とする。

## 6 見積書の提出期限

- (1) 見積書の提出は、電子調達システムにより行うこと。ただし、紙入札方式による場合は紙により下記7に持参又は郵送等すること。電子メールによる提出は認めない。
- (2) 提出期限は令和6年2月22日（木）正午まで。持参の場合は、上記期間（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。郵送等メールによる提出の場合は、提出期限までに必着とする。

## 7 見積手続担当部局

〒080-0016

北海道帯広市西6条南7丁目3番地 帯広地方合同庁舎2階

帯広防衛支局総務課経理係

電話 0155(22)1181

FAX 0155(23)8482

※提出の際は決定者連絡用にmailアドレスが記載された担当者の名刺等も提示のこと。

## 8 契約書等作成の要否

契約書（案）により、契約書を作成し、令和6年3月29日（金）午後5時までに契約担当官に提出すること。なお、契約は紙契約とし、電子調達システムでは行わない。

## 9 注意事項

- (1) 決定に当たっては、見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積金額とすること。なお、紙見積方式による場合の見積書には、見積書に記載した金額が消費税を含んでいない旨を明記すること。
- (2) 「見積合わせ心得書」を参照すること。

## 帯広防衛支局オープンカウンター参加資格

帯広防衛支局が実施する物品及び役務の調達その他の契約において、オープンカウンター方式による見積合わせに参加することができる者は、下記のいずれにも該当する者とする。

### 記

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、見積合わせを実施する案件に係る「A」、「B」又は「C」の等級以上の格付けを有し、北海道地域の競争参加を希望する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。
- 3 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- 4 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 5 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する業務等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。なお、見積合わせ実施後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する業務等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者とは契約を締結しない。

オープンカウンター方式とは、随意契約において、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせへの参加を希望する者から見積書の提出を受け、見積合わせを実施し、契約の相手方を決定する方式です

紙見積方式変更届

- 1 調達番号
- 2 件名
- 3 電子調達システムでの参加ができない理由

令和 年 月 日

見積者

住所(又は所在地)  
商号又は名称  
代表者等氏名  
連絡先担当者  
連絡先電話番号  
連絡先mailアドレス

代理人氏名  
代理人電話番号

分任支出負担行為担当官  
帯広防衛支局長 根本 貴由 殿

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当計画書

分任契約担当  
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転する計画がある。

1 お客様情報  
 お客様番号 〇〇〇〇  
 需要施設名 〇〇〇〇  
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
 契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間  
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
再エネ向去電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電事業者	住所	再生可能エネルギー源種別	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電事業者	住所	再生可能エネルギー源種別	供給証書番号	証書期間	割当電力量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
合計 (kWh)					

合計 (kWh)

※計画年度途中で、供給元発電事業者について変更である場合は、可計画期間で経過について記載すること。

# 見積合わせ心得書

(随意契約)

帯広防衛支局

## 見積合わせ心得書

### (目的)

第1条 見積書を徴収して随意契約により契約を行う場合の見積その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）その他の法令に定めるものほか、この心得書の定めるところによるものとする。

### (見積等)

第2条 見積書を提出することができる者（以下「見積者」という。）は、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から見積依頼又は特定通知を受けた者若しくはその代理人のみとする。

2 電子調達システムによる見積者（以下「電子見積者」という。）が代理人であるときは、別紙様式第1の委任状を、契約担当官等に対し電子調達システムを使用しない方法により見積に参加する旨の届出をした者（以下「紙見積者」という。）が代理人であるときは、必要に応じて別紙様式第1及び別紙様式第2に定める委任状を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、予決令第71条第1項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

別紙様式第1及び別紙様式第2については、見積書提出前までに持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出するものとする。

3 見積者又は見積者の代理人は、当該見積に対する他の見積者の代理をすることができない。

4 見積者は、仕様書、契約書案（以下「仕様書等」という。）及び現場（やむを得ず立ち入れない場合を除く。）等を熟覧の上、見積しなければならない。

なお、仕様書等及び現場等に疑義があるときは、見積依頼書又は特定通知において指定した期日までに契約担当官等に電子調達システムにより質問することができる。また、紙見積者は、見積依頼書又は特定通知等において指定した担当部局に電話連絡し、書面（様式は自由とする。）を持参、郵送等又は電子メールにより提出することにより質問することができる。

5 電子見積者は、電子調達システムにおいて見積書を作成し、見積書提出締切時刻までに、提出しなければならない。また、紙見積者は、別紙様式第3により見積書を作成し、見積件名、見積日時及び商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、見積書提出締切時刻までに提出しなければならない。紙見積者は、郵送等又は電子メールにより見積書を提出する場合は、発送後又は送信後速やかに見積依頼書又は特定通知において指定した担当部局に電話連絡するものとする。

6 見積者は、一度提出した見積書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。

7 紙見積者は、見積依頼書又は特定通知において指定された時刻までに、指定された場所（以下「入札室」という。）に入室し、見積りに立ち会うことができるものとする。

- 8 見積者は、別紙に定める「暴力団排除に関する誓約事項」（以下「暴力団排除誓約事項」という。）を誓約の上、見積書を提出しなければならない。
- 9 暴力団排除誓約事項への誓約を拒否する見積者があるときは、当該見積者を見積に参加させないものとする。
- 10 紙見積者が、見積依頼書又は特定通知において指定された時刻までに入札室に入室しないときは、見積に立ち会う意思がないと認め見積に立ち会わせないものとする。

#### （見積参加の取りやめ）

- 第3条 見積参加者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積書を提出した者がいないときに再度の見積を行う場合も、また同様とする。
- 2 電子見積者は、見積を辞退するときは、見積辞退届を電子調達システムにより提出するものとする。
  - 3 紙見積者は、見積を辞退するときは、見積辞退届（別紙様式第4）を契約担当官等に持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。ただし、これによりできない場合は、その旨を明記した見積書を提出するものとする。
  - 4 見積参加を取りやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

#### （公正な見積の確保）

- 第4条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 見積参加者は、見積に当たっては、他の見積参加者と見積意思、見積価格又は見積書その他の契約担当官等に提出する資料（以下「見積書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。
  - 3 見積参加者は、契約相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積意思、見積書等を意図的に開示してはならない。
  - 4 電子見積者は、電子証明書（ICカード）を不正に使用してはならない。
  - 5 前項までの規定に違反する行為を行った場合は、不正又は不誠実な行為として、契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局長から装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領に基づく指名停止等を行うことがある。

#### （見積の取りやめ等）

- 第5条 見積者が連合し又は不穩の行動を為す等の場合において、見積を公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積に参加させず又は見積を延期し若しくは取りやめることがある。

#### （見積の無効）

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。
- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
  - 二 見積書の提出期限後に到達した見積
  - 三 契約担当官等が提出を求めた資料を提出しないもの、虚偽の記載又は不備のある資料を提出した者のした見積
  - 四 委任状を提出しない代理人のした見積



- 五 見積参加者名を欠く見積(電子調達システムによる場合は、電子認証書を取得していない者のした見積)
  - 六 金額を訂正した見積
  - 七 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
  - 八 明らかに連合によると認められる見積
  - 九 当該見積について他の見積者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした見積
  - 十 暴力団排除誓約事項による誓約に虚偽があった者のした見積
  - 十一 その他見積に関する条件に違反した見積
- 2 見積後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積は、無効として取り扱うものとする。
- 一 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省が行う公共事業等からの排除要請があったとき
  - 二 契約相手方の決定までに、暴力団排除誓約事項による誓約に反する事態が生じたとき

(契約の相手方の決定)

第7条 見積書を提出した者が2人以上あり、当該見積者のうち契約担当官等が定めた予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

(再度見積)

第8条 前条の予定価格に達した価格の見積がないときは、必要に応じ再度見積を行う。

(契約の相手方となるべき見積をした者が2人以上ある場合の契約の相手方の決定)

第9条 契約の相手方となるべき見積をした者が2人以上あるときは、電子調達システムの電子くじ抽選により契約の相手方を決定する。

(契約の保証)

第10条 契約保証金の全部を免除する。

(契約書等の提出)

第11条 契約の相手方は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、令和6年3月29日(金)午後5時までに契約担当官等に提出しなければならない。

2 契約の相手方が第1項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

(仕様書等)

第12条 仕様書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

2 交付された仕様書等は、積算等の目的以外に第三者に対して貸与し、複写又は閲覧させてはならない。

(異議の申立)

第13条 見積者は、見積書提出後、この心得書、仕様書等及び現場等についての不

明を理由として異議を申し立てることができない。

(不当介入に関する通報・報告)

第14条 本件契約の履行に際し、受注者は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を契約担当官等に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(その他)

第15条 不適切な形態による下請負契約又は再委託契約により業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

(指名停止措置)

第16条 第4条第5項に規定するもののほか、この心得書に定める見積手続等に関する行為が、不正又は不誠実な行為等に該当する場合は、契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局長から装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(納入品)

第17条 仕様書等において、同等品の納入を可とする場合で、かつ、同等品の納入を予定する場合にあっては、見積依頼書又は特定通知において指定した担当部局に連絡し、その指示に従い、見積の前に同等品の確認を受けなければならない。

2 仕様書等において特に指定のない限り、新品による納入とする。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支店官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約いたします。

委 任 状

受任者

営業所等名  
役 職  
氏 名  
電 話 番 号

私は上記の者を代理人と定め、令和6年度帯広地方合同庁舎電力需給契約について  
下記の権限を委任します。

記

1. 見積書提出の件
1. 契約締結の件
1. 業務履行の件
1. 代金請求の件
1. 代金受領の件
1. 復代理人選任の件
1. その他上記の委任事項に関する一切の件

委任者

住 所  
商号又は名称  
役 職  
代表者氏名  
電 話 番 号

分任支出負担行為担当官

帯広防衛支局長 根本 貴由 殿

(注) 委任事項中不要の箇所は抹消すること。

委 任 状

当社は、 を代理人と定め、令和6年度帯広地方合同庁舎電力需給契約の見積に関する一切の権限を委任します。

分任支出負担行為担当官  
帯広防衛支局長 根本 貴由 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号

見 積 書

件名：令和6年度帯広地方合同庁舎電力需給契約

見積金額：¥

【内訳】見積書別紙のとおり。

電子くじ番号：

上記の金額をもって見積心得書の条項を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
帯広防衛支局長 根本 貴由 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
代表者電話番号

代理人氏名  
代理人電話番号

注1：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

注2：電子くじ番号（任意の3桁の数字）を記載すること。

## 見積書別紙

年 月	基 本 料 金
令和6年4月 ～ 令和7年3月	@ 円×75kW×12月＝ 円・・・①

年 月	電 力 量 料 金
令和6年4月	@ 円× 7,400kWh＝ 円
令和6年5月	@ 円× 6,700kWh＝ 円
令和6年6月	@ 円× 6,800kWh＝ 円
令和6年7月	@ 円× 7,700kWh＝ 円
令和6年8月	@ 円× 7,700kWh＝ 円
令和6年9月	@ 円× 6,500kWh＝ 円
令和6年10月	@ 円× 7,100kWh＝ 円
令和6年11月	@ 円× 9,300kWh＝ 円
令和6年12月	@ 円× 11,700kWh＝ 円
令和7年1月	@ 円× 12,700kWh＝ 円
令和7年2月	@ 円× 10,500kWh＝ 円
令和7年3月	@ 円× 9,900kWh＝ 円
合 計	[104,000kWh] 円・・・②

- 1 本積算については、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額、卸電力取引市場価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は見込まない。
- 2 見積書（別紙様式第3）の見積金額欄は、見積書別紙で算出した①+②の合計額から消費税及び地方消費税の額を除いた金額とする（消費税及び地方消費税の額を除いた金額に端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てるものとする。）。
- 3 見積書別紙の基本料金欄及び電力量料金欄は、消費税及び地方消費税の額を含んだ金額とする。

見 積 辞 退 届

令和6年度帯広地方合同庁舎電力需給契約について、都合により見積を辞退します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

帯広防衛支局長 根本 貴由 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

代理人氏名

代理人電話番号